

森林経営管理制度における森林保険の活用

1 森林保険とは？

森林保険法等に基づき、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害を総合的に補償する保険。

森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットとして、林業経営の安定、**被災地の早期復旧による森林の多面的機能の発揮に大きな役割。**

2 森林経営管理制度を適切に運用するためには？

自然災害リスクに備えておくことが重要！

森林所有者から市町村に委託された森林に災害が発生した場合、**多面的機能維持のために復旧（再造林等）が必要。**

市町村から林業経営者に再委託された森林に災害が発生した場合、林業経営者が見込んでいた**収益が得られなくなるだけでなく、これまでに掛けた経費も未回収となる恐れ。**

災害が発生した際に、市町村や林業経営者が被災森林をそのまま森林所有者へ返還することは非現実的。

3 森林経営管理制度において森林保険を活用するためには？

経営管理権集積計画等に森林保険の取扱いを明記

集積計画や配分計画に森林保険の取扱いを明記することによって、森林保険に関する事務等の簡素化、災害発生時のトラブル防止につながる。

具体的な記載事項

- 災害発生時に誰が被災地の片付けや復旧（再造林等）を行うのか
- 保険料の負担者、保険金の受領者、保険金の用途

〔森林保険センター記載例〕経営管理権集積計画（共通事項）における森林保険の記載

○森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、**乙の費用負担**において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を**付保することができる**こととし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、**甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任する**ものとし、**乙が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させる**ものとする。

※経営管理実施権が設定された場合…上記の乙（市町村）を丙（経営管理権実施権者）に変更し、④を追記

- ④ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお**保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れる**ものとする。

4 森林にかける保険金額の考え方は？

経営管理権集積計画の場合 → 復旧(再造林等)費用

補助金を活用して災害後の復旧（再造林等）を行う際に、復旧費用から補助金を差し引いた負担分に保険金を充てることを想定。

経営管理実施権配分計画の場合 → 復旧（再造林等）費用 + 期待される収益

復旧（再造林等）費用に森林から将来得ることが期待される収益相当額を加えることで、経済的損失にも備える。

※保険金額…災害が発生した際に受け取ることのできる保険金の限度額

【例】負担分を保険金額に設定する考え方

250万円 …復旧（再造林等）費用
 - 150万円 …補助金活用
 ───────────
 100万円 …負担分

※復旧（再造林等）費用は、地域の森林の実情に応じて必要な費用が異なるので、森林組合等にご相談ください。

← この場合は100万円を保険金額に設定！

5 森林保険料の目安は？

下表はhaあたり保険金額を100万円とした場合の年額保険料です。保険料の目安としていただき、予算やリスクに応じた保険金額をご検討下さい。

〔樹種：すぎ・ひのき〕

保険金額	林齢	年額保険料
100万円	1～5年生	4,290円
	6年生以上	3,220円

(保険料の地域区分がBクラスの場合)

〔 注意 〕

1. 森林保険は、人工林等の立木に発生した損害が補償対象となります。伐採した丸太が受けた損害、契約した森林が原因で他人（人や家屋、自動車など）に与えた損害に対する損害賠償責任は補償されません。
2. 保険期間は1年を単位として任意に設定できます。契約期間が2年以上の場合、保険料を一括払いにすると割引になります。
3. 保険金額(ご契約金額)は樹種や林齢により上限があります。また、お支払いする保険金は、ご契約の保険金額と損害の程度によって決まります。ただし、壮齡林（スギ60年以上、ヒノキ65年以上、その他針葉樹60年以上、広葉樹35年以上）については、木材の市場価格の動向でお支払いする保険金変動します。

森林保険のご相談は、最寄りの森林組合 又は 森林組合連合会まで



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

TEL：044-382-3523（保険推進課） URL：<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/>

